◆福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

次に該当する場合は届出が必要です。

- ▶健康保険証が変わったとき
- ▶住所や氏名が変わったとき
- ▶ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚含む)
- ▶転出、死亡したとき
- ▶身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ▶受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ▶受給者証の有効期限が切れたとき

健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障 がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑を お持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・出張所へ届 出をしてください。

介護保険事務所からのお知らせ

平成27年度介護保険料の納付について

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所 得や住民税課税状況によって決定し (表参照)、納め方 は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し 引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお 知らせは7月中旬に発送します。

問合せ:

- ▶介護保険事務所 保険指導班 ☎0187-86-3911
- ▶仙北市長寿支援課 ☎43-2281
- ▶仙北市包括支援センター ☎43-2283

●普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防 ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(口座振替の 申し込み用紙は金融機関窓口に用意しています。)

普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未 満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受 けていない方、平成27年度中に65歳になる方などです。

◆特別徴収

年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付 となります。

◆平成 27 年度介護保険料

対象者	区分(平成 27 年度の住民税課税状況等)		保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方 本人の前年の [合計所得金額+課税年金収入額] が80万円以下の方	32,940円	基準額× 0.45
第2段階		本人の前年の [合計所得金額+課税年金収入額] が 120 万円以下の方	45,750ฅ	基準額× 0.625
第3段階		本人の前年の [合計所得金額+課税年金収入額] が 120 万円を超える方	54,900ฅ	基準額× 0.75
第4段階	住民税課税世帯(本人非課税)	本人の前年の [合計所得金額+課税年金収入額] が80万円以下の方	64,050ฅ	基準額× 0.875
第5段階		本人の前年の [合計所得金額+課税年金収入額] が80万円を超える方	73,200 Ħ	基準額
第6段階	住民税課税世帯(本人課税)	本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	91,500ฅ	基準額× 1.25
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上、 190 万円未満の方	95,160ฅ	基準額× 1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 190 万円以上、 290 万円未満の方	109,800ฅ	基準額× 1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 290 万円以上の方	128,100円	基準額× 1.75

福祉医療費受給者証は、 8月1日から更新されます。

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7月上旬に通 知をお送りしますので、ご都合のつく会場で手続きを行ってください。

●更新日程

日にち	場所	時間
7月13日月	桧木内出張所	9時~17時
7月14日灰	総合情報センター	10時~17時
7月15日闲	総合情報センター	9時~16時30分
THISE M	角館庁舎市民生活課	17時30分~19時
7月16日困	田沢湖総合開発センター (田沢湖庁舎となり)	9時~19時
7月17日金	神代出張所	9時~19時
7月18日田	西木総合開発センター (西木庁舎となり)	9時~16時30分

問合せ:仙北市市民生活課 国保年金係 **23**43-3316



左記日程で更新手続きができない方は

国保年金係で手続きを行ってください。

7月19日~26日の間は受給者証を 交付することができません。

通知に記載されている必要書類(健康保険 証等) は必ずお持ちください。書類が揃っ ていないとその場での交付ができません。

◆福祉医療制度とは

福祉医療費助成制度は、乳幼 児、小学生、ひとり親家庭の児 童等、高齢身体障がい者や重度 心身障がい (児) 者の心身の健康 保持と生活の安定をはかるため、 医療費の保険適用分の自己負担 相当額を助成する制度です。

福祉医療制度の対象となるが 申請をしたことがない、受給者 証の有効期限が平成27年7月 31 日までとなっているのに 7 月中に更新の通知が届かない、 などの方は、8月1日以降に 市民生活課国保年金係へお問 い合わせください。

対象者	対象内容	所得制限 【所得制限対象者】
乳幼児と 小学生	生まれた日から小学校修了年度の 3月31日まで	なし(区分わけのため所 得確認は必要)【父、母】
ひとり親家庭の児童	●母子家庭、父子家庭の児童 ●父母のいない児童 ●父または母が 1 ~ 2級程度の身体障害者手帳等を持つ家庭の児童 ※ 18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【父、母、扶養義務者】
重度心身障 がい (児) 者	身体障害者手帳 1 ~ 3 級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり 【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障 がい者	65歳以上の身体障害者手帳4~6級を 持っている方 ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【本人、配偶者、扶養義務者】

- ※乳幼児および小学生の自己負担については次のとおりです。
- ①受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は 1,000 円 (1 医療機関、1 か月ごと、入院・外来別、健康保険証別)
- ② 0 歳児、市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

13 広報せんぼく Semboku City Public Relations 12